



2026 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社王将フードサービス
代表者名 代表取締役社長 渡邊 直人
(コード番号：9936 東証プライム)
問合せ先 専務取締役執行役員
管理本部長 稲垣 雅弘
電話番号 075-592-1411

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 7 月 31 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 37,275 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,926 円
(4) 処分総額	109,066,650 円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	当社の取締役 5 名（社外取締役を除く）及び 執行役員 8 名 37,275 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員が当社の企業価値向上と株価上昇へのインセンティブを強化し、株主の皆様とのより強い価値共有を進めることを目的として、2025 年 6 月 26 日開催の当社第 51 回定時株主総会において「譲渡制限付株式報酬制度」を改定（以下、改定後の「譲渡制限付株式報酬制度」を「本制度」といいます。）することにつき、ご承認を頂いております。

本自己株処分は、本制度に基づき、当社の取締役については 2026 年 6 月 24 日開催の報酬諮問委員会と 2026 年 6 月 25 日開催の取締役会で役員報酬が決議されたことに基づき、2026 年 7 月 14 日開催の当社取締役会において執行役員を含め決議されたものです。なお、本自己株処分は、本制度に基づき、当社第 52 回定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当社第 53 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役 5 名（社外取締役を除きます。）及び執行役員 8 名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるものです。

また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の交付日から割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年7月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役及び執行役員のい

ずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,926円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上